

さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会

障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）について

1. 名 称

さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会 ※1

障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会 ※2）

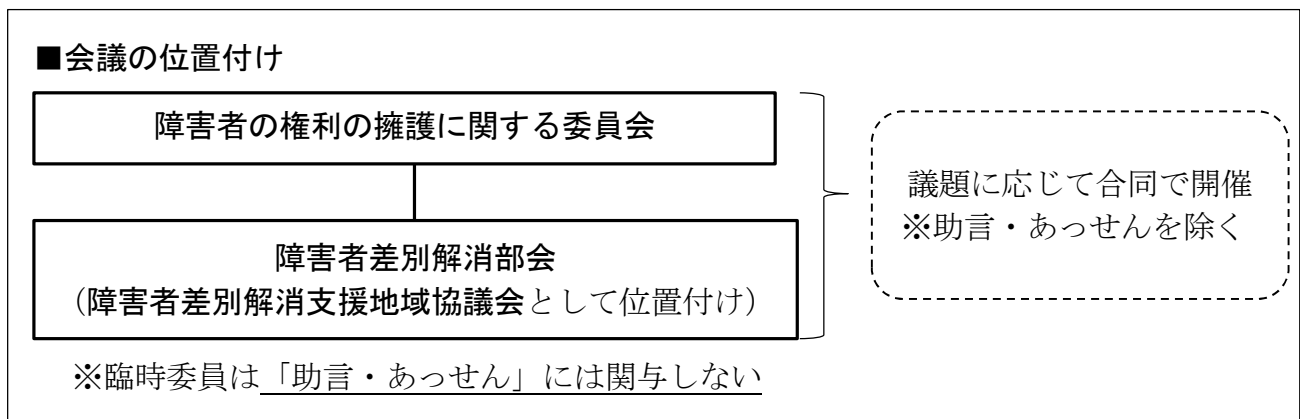
※1：さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例第 15 条に規定する附属機関

※2：障害者差別解消法に規定される協議会（要綱設置）

2. 運 営

障害者の権利の擁護に関する委員会及び障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）を合同で開催する。

ただし、臨時委員は、ノーマライゼーション条例第 10 条から第 14 条に規定する差別事案の助言あっせん等に関する調査審議を行う場合には会議に参加しない。



3. 開催日時

第1回：令和8年6月23日（火）14時00分から16時00分

第2回：令和9年1月28日（木）14時00分から16時00分

※いずれも Zoom によるオンライン会議を予定

4. 内 容（予定）

- ・ 障害者差別解消に関する周知啓発について
- ・ 障害者差別の事例検討 等

【参考】誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例 （ノーマライゼーション条例）

第 10 条 障害者は、自己に対する差別が行われた事実があると認めるときは、市長に対し、委員会（第 15 条に規定する委員会をいう。第 12 条及び第 13 条第 1 項において同じ。）から当該差別に係る事案（以下「事案」という。）を解決するための助言又はあつせんが行われるよう申立てをすることができる。

2 障害者の保護者若しくは養護者又は障害者に関係する事業者若しくは関係機関は、当該障害者に対する差別が行われた事実があると認めるときは、前項の申立てをすることができる。ただし、本人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

3 前 2 項の申立ては、その事案が次の各号のいずれかに該当するときは、することができない。

(1) 行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）その他の法令により審査請求その他の不服申立てをすることができるものであって、行政庁の行う処分を取り消し若しくは変更又は行政庁の行う事実行為（同法第 2 条第 1 項に規定する事実行為をいう。）公権力の行使に当たる事実上の行為の撤廃若しくは変更を求めるものであるとき。

(2) 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあつては、その行為の終了した日）から 3 年を経過しているものであるとき（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由があるときを除く。）。

(3) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであるとき。

4 第 1 項又は第 2 項の申立てに係る事案が前項第 3 号に該当することとなったときは、当該申立ては、取り下げられたものとみなす。

（一部改正〔平成 28 年条例 1 号〕）

（事案の調査）

第 11 条 市長は、前条第 1 項又は第 2 項の申立てがあつたときは、当該申立てに係る事実について、相談支援事業者（市から委託を受けて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 77 条第 1 項第 3 号に規定する事業を行う者をいう。以下同じ。）と連携し、調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

2 市長は、正当な理由なく前項の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告することができる。

（一部改正〔平成 25 年条例 8 号〕）

（助言及びあつせん）

第 12 条 市長は、前条第 1 項の調査の結果、必要があると認めるときは、委員会に対し、助言又はあつせんを行うことについて審議を求めるものとする。

2 委員会は、前項の審議を求められた場合において、助言又はあつせんを行うことが適当と認めたときは、事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、助言又はあつせんを行うものとする。

3 委員会は、前項の助言又はあつせんのために必要があると認めるときは、事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第 13 条 委員会は、前条第 2 項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、市長に対し、当該差別をしたと認められる者に対して当該助言又はあっせんに従うよう勧告することを求めることができる。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、前項の助言又はあっせんを受けた者に対して当該助言又はあっせんに従うよう勧告するものとする。

(公表)

第 14 条 市長は、前条第 2 項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、この限りでない。

(委員会の設置等)

第 15 条 市長の諮問に応じ、差別に係る事項を調査審議するため、さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者
- (3) 事業者の代表者
- (4) 障害者に関係する団体の代表者
- (5) 市民
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 市職員

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

法施行後における障害者差別事案の解決までの流れ

障害者差別に関する相談

初期対応※1

各区障害者生活支援センター(各区支援課)

- ・事案の性質に応じ、当該職員が所属する課、障害政策課等を紹介

市役所

障害政策課

- ・報告された事案について、必要に応じ他の所管に照会・助言等を実施

照会・助言等

照会・相談等

各所管

- ・所管の事業者に関する事案について対応
- ・行政機関等の職員に関する事案について対応
- ・所管外については障害政策課に照会

対応した事案等を委員会に報告

※1 初期対応はノーマライゼーション条例の枠組みを利用。

※2 障害者差別解消部会は法第17条の障害者差別解消支援地域協議会に位置付けられる。

障害者の権利の擁護に関する委員会

※申立てのあった事案について助言又はあっせんを実施するとともに、報告された事案について市の対応を検証

事案及び委員会における検証内容について情報提供

障害者差別解消部会

障害者差別解消部会※2で市の所管外の事案やその他連携が求められる取組について協議
国の機関の職員においては臨時委員等として参加
注：部会において助言及びあっせんは実施しない

【部会への参加が想定される機関】

国の機関：法務局、労働局、運輸支局 等
その他：商工会議所、医療機関 等

必要に応じて主務大臣の権限を有する各所管が権限行使

必要に応じて主務大臣の権限を有する機関が権限行使

主務大臣の権限を有する機関等との連携により障害者差別事案の解決を図る